

事務所の共同の届出及び表示に関する規則

(平成二十六年十二月十八日規則第百六十四号)

改正 平成二十九年 六月一六日

(目的)

第一条 この規則は、法律事務所等の名称等に関する規程(会規第七十五号。以下「事務所名称規程」という。)第十條の二第三項(第二十條第三項において準用する場合を含む。)及び外国法事務弁護士事務所等の名称等に関する規程(会規第七十六号。以下「外国法事務弁護士事務所名称規程」という。)第九條の二第三項(第九條の十第二項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、弁護士、弁護士法人、外国法事務弁護士又は外国法事務弁護士法人が外国法事務弁護士又は外国法事務弁護士法人と事務所を共にする旨の届出及び事務所名称の表示に關し必要な事項を定めることを目的とする。

(届出)

第二条 弁護士又は弁護士法人が事務所名称規程第十條の二第一項(第二十條第三項において準用する場合を含む。)の規定により、外国法事務弁護士が外国法事務弁護士事務所名称規程第九條の二第一項の規定により、外国法事務弁護士法人が外国法事務弁護士事務所名称規程第九條の十第一項の規定により行う届出(以下「届出」という。)は、別記様式第一号によるものとする。

2 届出に係る事務所を共にすることをやめるときは、当該弁護士、弁護士法人、外国法事務弁護士及び外国法事務弁護士法人は、別記様式第二号により届け出なければならない。

(事務所名称の表示)

第三条 届出をした弁護士、弁護士法人、外国法事務弁護士及び外国法事務弁護士法人は、事務所名称を表示するときは、その事務所名称に、事務所名称規程第十條の二第二項(第二十條第三項において準用する場合を含む。)並びに外国法事務弁護士事務所名称規程第九條の二第二項(第九條の十第二項において準用する場合を含む。)に規定する事項を付加して、別記様式第三号に準じて表示するものとする。

附 則

この規則は、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第二十九号）の施行の日から施行する。

（平成二七年政令第四一四号で平成二八年三月一日から施行）

附 則（平成二九年六月一六日改正）

別記様式第一号及び別記様式第二号の改正規定は、平成二十九年六月十六日から施行する。

別記様式第1号（第2条関係）

事務所共同届出書

届出年月日 年 月 日

日本弁護士連合会会長 殿

私どもは、法律事務所等の名称等に関する規程第10条の2第1項（第20条第3項において準用する場合を含む。）又は外国法事務弁護士事務所等の名称等に関する規程第9条の2第1項若しくは第9条の10第1項の規定に基づき、事務所を共にする旨を届け出ます。

【事務所名称の表示】

【事務所の所在場所】

【届出人】※職務上の氏名を使用している場合は、職務上の氏名を記載してください。

- 1 氏名又は名称
登録番号又は届出番号
所属弁護士会
- 2 氏名又は名称
登録番号又は届出番号
所属弁護士会
- 3 氏名又は名称
登録番号又は届出番号
所属弁護士会

以上の届出内容が事実と相違ないこと及びこれと抵触する取決めが第三者との間に存在しないことを誓約します。

届出人署名

*記載に際し余白がないときは、別紙に記載の上、この届出書に添付してください。

別記様式第2号（第2条関係）

事務所共同解消届出書

届出年月日 年 月 日

日本弁護士連合会会長 殿

私どもは、 年 月 日付けで事務所共同届出書を提出しましたが、事務所を共にすることをやめますので、その旨届け出ます。

【共にすることをやめる事務所名称の表示】

【共にすることをやめる事務所の所在場所】

【届出人】※職務上の氏名を使用している場合は、職務上の氏名を記載してください。

1 氏名又は名称

登録番号又は届出番号

事務所を共にすることをやめた後の事務所の名称及び所在場所

所属弁護士会

2 氏名又は名称

登録番号又は届出番号

事務所を共にすることをやめた後の事務所の名称及び所在場所

所属弁護士会

3 氏名又は名称

登録番号又は届出番号

事務所を共にすることをやめた後の事務所の名称及び所在場所

所属弁護士会

以上の届出内容が事実と相違ないこと及びこれと抵触する取決めが第三者との間に存在しないことを誓約します。

届出人署名

* 記載に際し余白がないときは、別紙に記載の上、この届出書に添付してください。

別記様式第3号（第3条関係）

（弁護士と外国法事務弁護士が事務所を共にする場合）

〇〇法律事務所 △△外国法事務弁護士事務所（事務所共同）

（弁護士と外国法事務弁護士法人が事務所を共にする場合）

〇〇法律事務所 △△外国法事務弁護士法人（事務所共同）

〇〇法律事務所 △△外国法事務弁護士法人□□事務所（事務所共同）

（弁護士法人と外国法事務弁護士が事務所を共にする場合）

〇〇弁護士法人 △△外国法事務弁護士事務所（事務所共同）

〇〇弁護士法人□□事務所 △△外国法事務弁護士事務所（事務所共同）

〇〇法律事務所 △△外国法事務弁護士事務所（事務所共同）

（弁護士法人と外国法事務弁護士法人が事務所を共にする場合）

〇〇弁護士法人 △△外国法事務弁護士法人（事務所共同）

〇〇弁護士法人 △△外国法事務弁護士法人□□事務所（事務所共同）

〇〇弁護士法人□□事務所 △△外国法事務弁護士法人（事務所共同）

〇〇弁護士法人□□事務所 △△外国法事務弁護士法人☆☆事務所（事務所共同）

〇〇法律事務所 △△外国法事務弁護士法人（事務所共同）

〇〇法律事務所 △△外国法事務弁護士法人□□事務所（事務所共同）

（外国法事務弁護士と外国法事務弁護士が事務所を共にする場合）

〇〇外国法事務弁護士事務所 △△外国法事務弁護士事務所（事務所共同）

（外国法事務弁護士と外国法事務弁護士法人が事務所を共にする場合）

〇〇外国法事務弁護士事務所 △△外国法事務弁護士法人（事務所共同）

〇〇外国法事務弁護士事務所 △△外国法事務弁護士法人□□事務所（事務所共同）

(外国法事務弁護士法人と外国法事務弁護士法人が事務所を共にする場合)

〇〇外国法事務弁護士法人 △△外国法事務弁護士法人 (事務所共同)

〇〇外国法事務弁護士法人 △△外国法事務弁護士法人□□事務所 (事務所共同)

〇〇外国法事務弁護士法人□□事務所 △△外国法事務弁護士法人 (事務所共同)

〇〇外国法事務弁護士法人□□事務所 △△外国法事務弁護士法人☆☆事務所 (事務所共同)